（証券コード9507）
平成29年６月６日

株 主 各 位

香川県高松市丸の内２番５号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役会長　千　葉　　　昭

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて，第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら，後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**以下のいずれかの方法により，平成29年６月27日（火）午後５時20分までに，議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載された〈議決権行使コード〉，〈パスワード〉をご利用になり，議決権行使サイト〈http://www.web54.net〉にアクセスしていただき，画面の案内に従って，議案に対する賛否をご入力ください。なお，お手続きの際には，後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（26ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水）　午前10時

２．場　　所　香川県高松市丸の内２番５号
ヨンデンビル新館　２階

3．目的事項

報告事項

第１項　第93期（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）事業報告，連結計算書類および計算書類報告の件

第２項　会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

〈会社提案（第１号議案から第６号議案まで）〉

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

〈株主提案（第７号議案から第10号議案まで）〉

第７号議案　定款一部変更の件⑴

第８号議案　定款一部変更の件⑵

第９号議案　定款一部変更の件⑶

第10号議案　定款一部変更の件⑷

4．株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

⑴　電磁的方法により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

⑵　書面と電磁的方法により，二重に議決権を行使された場合は，電磁的方法によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以　上

◎ 当日ご出席の際は，お手数ながら，同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお，代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 当社は，法令および定款第15条の規定に基づき，提供書類のうち，次に掲げる事項を，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yonden.co.jp）に掲載しておりますので，株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお，当該連結注記表，個別注記表につきましては，監査役が監査報告書を，会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yonden.co.jp）に掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

〈会社提案（第１号議案から第６号議案まで）〉

第１号議案から第６号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，株主還元の基本方針として，安定的な配当の実施を基本とし，業績水準や財務状況，中長期的な事業環境などを総合的に勘案して判断していくこととしております。

当期の期末配当につきましては，株主還元の基本方針に則り，当期の業績水準および財務状況などを踏まえ，次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金20円
　　総額4,151,343,260円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は，今後，電気事業が大きな変革期を迎えるなかで，事業環境の変化に，より機動的かつ柔軟に対応していくことが必要であると考え，取締役会の議決権を有する社外取締役の増員等による経営の監督機能の強化と同時に，取締役会から取締役への権限委任を通じた意思決定の迅速化による業務執行機能の強化をはかるため，監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

これに伴い，監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設，監査役および監査役会に関する規定の削除，重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設，ならびにこれらの変更に伴う条数の繰下げ等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は，次のとおりであります。
なお，本定款変更は，本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（機　　関） 第４条　本会社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　<u>監査役</u> <u>⑶　監査役会</u> <u>⑷</u>　会計監査人	（機　　関） 第４条　本会社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 ⑴　取締役会 ⑵　<u>監査等委員会</u> （削　　除） <u>⑶</u>　会計監査人
（員　　数） 第19条　本会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。 （新　　設）	（員　　数） 第19条　本会社に取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）13</u>名以内を置く。 <u>２　本会社に監査等委員である取締役７名以内を置く。</u>

現行定款	変更案
（選　　任） 第20条　取締役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	（選　　任） 第20条　（第1項現行どおり）
（新　　設）	2　前項の規定による取締役の選任は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
2　取締役の選任決議は累積投票によらない。	3　取締役の選任決議は累積投票によらない。
（任　　期） 第21条　取締役の任期は，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　　期） 第21条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は，選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	2　監査等委員である取締役の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　　設）	3　補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は，退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
（招　　集） 第22条　取締役会は，社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，予め取締役会の決議をもって定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。	（招　　集） 第22条　（第1項現行どおり）
2　取締役会の招集の通知は，会日の2日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。	2　取締役会の招集の通知は，会日の2日前までに各取締役に発するものとする。
3　取締役及び監査役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	3　取締役会は，取締役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（業務執行の決定の委任） 第25条　本会社は，会社法第399条の13第6項の規定により，取締役会の決議によって，重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（決議の方法） 第25条　取締役会の決議は，取締役の過半数が出席し，その出席取締役の過半数をもって行う。 2　本会社は，取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは，当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし，監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（決議の方法） 第26条　（第1項現行どおり） 2　本会社は，取締役会の決議事項について当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは，当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（議 事 録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は，議事録に記載又は記録し，出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。	（議 事 録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は，議事録に記載又は記録し，出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。
第27条～第30条　（条文省略）	第28条～第31条　（現行どおり）
（新　設）	第5章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会の決議により，常勤の監査等委員を置くことができる。

現　　　行　　　定　　　款	変　　　　更　　　　案
（新　　設）	（招　　集） 第33条　監査等委員会は，監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれを招集する。ただし，必要があるときは，他の監査等委員も招集することができる。 2　監査等委員会の招集の通知は，会日の２日前までに各監査等委員に発するものとする。 3　監査等委員会は，監査等委員の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。
（新　　設）	（議　　長） 第34条　監査等委員会の議長は，監査等委員会で予め定めた監査等委員がこれに任ずる。
（新　　設）	（決議の方法） 第35条　監査等委員会の決議は，法令に別段の定めのある場合のほかは，監査等委員の過半数が出席し，その出席監査等委員の過半数をもって行う。
（新　　設）	（議 事 録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は，議事録に記載又は記録し，出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。
第５章　　監査役及び監査役会	（削　　除）
（員　　数） 第31条　本会社に監査役５名以内を置く。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選　　任） 第32条　監査役の選任決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
（任　　期） 第33条　監査役の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠のため選任された監査役の任期は，退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（削　　除）
（常勤監査役及び常任監査役） 第34条　監査役会の決議により，常勤監査役を置く。 ２　監査役会の決議により，常勤監査役の中から常任監査役を置くことができる。	（削　　除）
（招　　集） 第35条　監査役会は，監査役会で予め定めた監査役がこれを招集する。ただし，必要があるときは，他の監査役も招集することができる。 ２　監査役会の招集の通知は，会日の２日前までに各監査役に発するものとする。 ３　監査役の全員の同意があるときは，招集手続を経ないでこれを開くことができる。	（削　　除）
（議　　長） 第36条　監査役会の議長は，監査役会で予め定めた監査役がこれに任ずる。	（削　　除）
（決議の方法） 第37条　監査役会の決議は，法令に別段の定めのある場合のほかは，監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）

現　　　行　　　定　　　款	変　　　更　　　案
（議 事 録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は，議事録に記載又は記録し，出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。	（削　　除）
（監査役の責任免除） 第39条　本会社は，会社法第426条第1項の規定により，取締役会の決議によって，監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。 2　本会社は，会社法第427条第1項の規定により，社外監査役との間で，監査役の同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結することができる。	（削　　除）
第40条～第42条　（条文省略）	第37条～第39条　（現行どおり）
（新　　設）	附　　則
（新　　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 1　本会社は，会社法第426条第1項の規定により，取締役会の決議によって，第93回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第423条第1項の責任を法令の定める限度において免除することができる。 2　第93回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については，なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，本総会終結の時をもって，取締役全員の任期が満了しますので，取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

本議案は，第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は，次のとおりであります。

（五十音順，※印は新任候補者）

	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	佐伯勇人（さえきはやと） （昭和29年７月25日）	昭和52年４月　当社に入社 平成23年６月　当社常務執行役員総合企画室経営企画部長 平成25年６月　当社常務取締役広報部・総務部・立地部・東京支社担当 平成27年６月　四国生産性本部会長 現在に至る。 平成27年６月　当社取締役社長 現在に至る。 ［重要な兼職の状況］ ・四国生産性本部会長	19,655株
	【取締役候補者とした理由】 ・佐伯勇人氏は，豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成25年６月に常務取締役に，平成27年６月に取締役社長に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		
2	※ 白井久司（しらいひさし） （昭和33年10月３日）	昭和56年４月　当社に入社 平成22年６月　当社監査役室長 平成24年６月　当社執行役員経理部長 平成27年６月　当社常務執行役員経理部長 平成28年６月　当社常務執行役員経理部担任 現在に至る。	3,350株
	【取締役候補者とした理由】 ・白井久司氏は，経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，経営手腕の発揮が期待できることから，候補者としたものであります。		

	氏　　名 （生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	たま がわ こう いち 玉川宏一 （昭和28年５月20日）	昭和51年４月　当社に入社 平成23年６月　当社常務執行役員原子力本部副本部長 　　　　　　　伊方発電所長 平成26年６月　当社常務取締役原子力本部副本部長 平成28年６月　当社取締役副社長原子力本部長 　　　　　　　現在に至る。	12,688株
	【取締役候補者とした理由】 ・玉川宏一氏は，原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成26年６月に常務取締役に，平成28年６月に取締役副社長に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		
4	ち ば あきら 千葉　昭 （昭和21年６月30日）	昭和44年４月　当社に入社 平成12年６月　当社取締役企画部長，電源立地推進本部本部員 平成15年６月　当社常務取締役情報通信本部長 平成16年６月　当社常務取締役情報通信本部長，総務部担当 平成17年６月　当社取締役副社長総合企画室長，広報部担当 平成21年６月　当社取締役社長 平成27年６月　四国経済連合会会長 　　　　　　　現在に至る。 平成27年６月　当社取締役会長 　　　　　　　現在に至る。 ［重要な兼職の状況］ ・四国経済連合会会長	45,575株
	【取締役候補者とした理由】 ・千葉昭氏は，豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成21年６月に取締役社長に，平成27年６月に取締役会長に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		

<table>
<tr><th colspan="2">氏　　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>長井啓介（ながいけいすけ）
（昭和32年２月11日）</td><td>昭和56年４月　当社に入社
平成23年６月　当社執行役員電力輸送本部系統運用部長
平成25年６月　当社常務執行役員総合企画室経営企画部長
平成27年６月　当社常務取締役総合企画室長
　　　　　　　現在に至る。
平成27年６月　株式会社ＳＴＮｅｔ取締役
　　　　　　　現在に至る。
平成27年６月　坂出ＬＮＧ株式会社監査役
　　　　　　　現在に至る。
［重要な兼職の状況］
・株式会社ＳＴＮｅｔ取締役
・坂出ＬＮＧ株式会社監査役</td><td>8,712株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・長井啓介氏は，系統運用部長や経営企画部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成27年６月に常務取締役に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>原田雅仁（はらだまさひと）
（昭和30年８月５日）</td><td>昭和56年４月　当社に入社
平成23年６月　当社広報部長
平成24年６月　当社執行役員広報部長
平成25年６月　当社常務執行役員松山支店長
平成27年６月　当社常務取締役広報部・総務部・立地部担当
　　　　　　　現在に至る。
平成27年６月　四電ビジネス株式会社取締役
　　　　　　　現在に至る。
平成27年６月　四電エンジニアリング株式会社監査役
　　　　　　　現在に至る。
［重要な兼職の状況］
・四電エンジニアリング株式会社監査役
・四電ビジネス株式会社取締役</td><td>9,174株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・原田雅仁氏は，広報部長や松山支店長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成27年６月に常務取締役に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

	氏　　名 （生年月日）	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	※ まなべ　のぶひこ 真　鍋　信　彦 (昭和30年６月23日)	昭和53年４月　当社に入社 平成23年６月　当社火力本部阿南火力事業所長兼 　　　　　　　橘湾発電所長 平成25年６月　当社執行役員火力本部火力部長 平成27年６月　当社常務執行役員火力本部副本部長 　　　　　　　火力部長 平成28年６月　当社常務執行役員火力本部副本部長 　　　　　　　火力部担任 　　　　　　　現在に至る。	5,540株
	【取締役候補者とした理由】 ・真鍋信彦氏は，火力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，経営手腕の発揮が期待できることから，候補者としたものであります。		
8	みや　うち　よし　のり 宮　内　義　憲 (昭和28年２月15日)	昭和51年４月　当社に入社 平成23年６月　当社常務執行役員松山支店長 平成25年６月　当社常務取締役秘書部・人事労務部・ 　　　　　　　総合研修所・総合健康開発センター担当 平成27年６月　当社取締役副社長秘書部・人事労務部・ 　　　　　　　総合研修所・総合健康開発センター・ 　　　　　　　東京支社担当 　　　　　　　現在に至る。	10,678株
	【取締役候補者とした理由】 ・宮内義憲氏は，松山支店長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成25年６月に常務取締役に，平成27年６月に取締役副社長に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		

<table>
<tr><th colspan="2">氏　名
（生年月日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>もり　や　しょう　じ
守　家　祥　司
（昭和33年５月11日）</td><td>昭和57年４月　当社に入社
平成23年６月　当社執行役員営業推進本部営業部長
平成24年10月　当社執行役員お客さま本部営業部長
平成25年６月　当社常務執行役員徳島支店長
平成28年６月　当社常務取締役お客さま本部長
現在に至る。
平成28年６月　四電ビジネス株式会社監査役
現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・四電ビジネス株式会社監査役</td><td>6,765株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・守家祥司氏は，営業部長や徳島支店長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成28年６月に常務取締役に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>やま　だ　けん　じ
山　田　研　二
（昭和31年２月24日）</td><td>昭和55年４月　当社に入社
平成23年６月　当社原子力本部原子力部長
平成24年６月　当社執行役員原子力本部原子力部長
平成25年６月　当社常務執行役員原子力本部原子力部長
平成27年６月　当社常務執行役員原子力本部原子力部担任
平成28年６月　当社常務取締役原子力本部副本部長
現在に至る。
平成28年６月　四国計測工業株式会社取締役
現在に至る。
平成28年６月　四電エンジニアリング株式会社取締役
現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・四国計測工業株式会社取締役
・四電エンジニアリング株式会社取締役</td><td>5,111株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・山田研二氏は，原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成28年６月に常務取締役に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

氏名 （生年月日）		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	よこ い いく お 横 井 郁 夫 (昭和33年３月24日)	昭和57年４月　当社に入社 平成23年６月　当社電力輸送本部送変電部長 平成25年６月　当社執行役員東京支社長 平成27年６月　当社常務取締役電力輸送本部長 現在に至る。 平成27年６月　株式会社四電工取締役 現在に至る。 ［重要な兼職の状況］ ・株式会社四電工取締役	11,094株
	【取締役候補者とした理由】 ・横井郁夫氏は，送変電部長や東京支社長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成27年６月に常務取締役に就任し，経営手腕を発揮してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。		

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては，監査等委員である取締役６名の選任をお願いするものであります。

本議案は，第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は，次のとおりであります。

（五十音順，※印は新任候補者）

<table>
<tr><th colspan="2">氏名
（生年月日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>※
新井裕史（あらい ひろし）
（昭和29年３月１日）</td><td>昭和51年４月　当社に入社
平成23年６月　当社常務取締役経理部・資材部担当
平成27年６月　当社取締役副社長経理部・資材部担当
現在に至る。</td><td>14,797株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・新井裕史氏は，経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通し，平成23年６月から常務取締役および取締役副社長を歴任しており，これらの経験を活かした取締役の職務執行状況等の適切な監査が期待できることから，候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">氏　　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>※
井（い）　原（はら）　理（みち）　代（よ）
(昭和20年８月８日)
〈社外取締役候補者〉</td><td>昭和60年11月　香川大学経済学部教授
平成14年４月　同　経済学部長
平成16年４月　同　大学院地域マネジメント研究科教授・研究科長
平成19年12月　日本放送協会経営委員
平成20年４月　同　経営委員兼監査委員
平成21年４月　同　経営委員兼監査委員（常勤）（平成25年12月退任）
平成21年４月　香川大学名誉教授
現在に至る。
平成26年４月　高松大学経営学部教授
現在に至る。
平成26年６月　当社取締役
現在に至る。
平成27年６月　株式会社百十四銀行取締役
現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・高松大学経営学部教授
・株式会社百十四銀行取締役</td><td>1,211株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由等】
・井原理代氏は，大学教授としての専門的な知識と幅広い経験に加え，日本放送協会の経営に携わった経験を有しており，平成26年６月に取締役に就任し，当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べてきたこと，また，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。
・同氏は，直接会社の経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。
・同氏は，当社執行役員の三親等の親族であります。
・同氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役に就任してからの年数は，本総会終結の時をもって３年となります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>※
たけ　うち　かつ　ゆき
竹　内　克　之
（昭和20年６月16日）
〈社外取締役候補者〉</td><td>平成７年６月　旭食品株式会社取締役社長
平成16年４月　同社取締役会長
平成27年６月　当社監査役
　　　　　　　現在に至る。
平成28年４月　旭食品株式会社取締役相談役
平成28年６月　同社相談役
　　　　　　　現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・旭食品株式会社相談役</td><td>4,887株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由等】
・竹内克之氏は，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，平成27年６月に監査役に就任し，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたこと，また，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。
・同氏は，現在，当社の社外監査役であり，社外監査役に就任してからの年数は，本総会終結の時をもって２年となります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>※
まつ　もと　しん　じ
松　本　真　治
（昭和32年１月24日）</td><td>昭和54年４月　当社に入社
平成23年６月　当社総合企画室経営企画部部長（設備・需給担当）
平成25年６月　当社執行役員電力輸送本部系統運用部長
平成27年６月　当社常務執行役員電力輸送本部副本部長
　　　　　　　系統運用部担任
平成28年６月　当社監査役
　　　　　　　現在に至る。
平成28年６月　四電ビジネス株式会社監査役
　　　　　　　現在に至る。
平成28年６月　株式会社四電工監査役
　　　　　　　現在に至る。
平成28年６月　四国計測工業株式会社監査役
　　　　　　　現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・四国計測工業株式会社監査役
・四電ビジネス株式会社監査役
・株式会社四電工監査役</td><td>2,703株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
・松本真治氏は，経営企画部部長や系統運用部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，平成28年６月に監査役に就任し，取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたことから，候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">氏　名
（生年月日）</th><th>略歴，地位，担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>※
もり　た　こう　じ
森　田　浩　治
（昭和18年４月２日）
〈社外取締役候補者〉</td><td>平成17年６月　株式会社伊予銀行取締役頭取
平成24年６月　同社取締役会長
平成26年６月　当社監査役
　　　　　　　現在に至る。
平成27年６月　株式会社伊予銀行取締役相談役
　　　　　　　現在に至る。

［重要な兼職の状況］
・株式会社伊予銀行取締役相談役</td><td>2,422株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由等】
・森田浩治氏は，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，平成26年６月に監査役に就任し，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査してきたこと，また，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。
・同氏が株式会社伊予銀行の取締役として在任中の平成26年11月に，同社の元取締役が法令等に反し同社の取引先から個人的な金銭の借入や預かりを行っていた事実が判明しました。なお，同社は，当該事実の判明後，再発防止に向けて内部管理体制のさらなる強化を行い，コンプライアンスの徹底をはかっております。
・同氏は，現在，当社の社外監査役であり，社外監査役に就任してからの年数は，本総会終結の時をもって３年となります。</td></tr>
</table>

氏名（生年月日）		略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	※ 渡邊智樹（わたなべともき） （昭和27年３月９日） 〈社外取締役候補者〉	平成21年６月　株式会社百十四銀行取締役頭取 平成29年４月　同社取締役会長 現在に至る。 ［重要な兼職の状況］ ・株式会社百十四銀行取締役会長	312株
	【社外取締役候補者とした理由】 ・渡邊智樹氏は，経営に関する幅広い知識・経験を有しており，経営の専門家として，当社の経営に関して客観的で有益な意見が得られると考えること，また，客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査できると考えることから，社外取締役候補者としたものであります。		

（注）１．当社は，竹内克之氏が相談役を務める旭食品株式会社，森田浩治氏が取締役相談役を務める株式会社伊予銀行および渡邊智樹氏が取締役会長を務める株式会社百十四銀行との間に電力供給の取引がありますが，その年間取引額は，いずれも当社の平成28年度連結売上高の１％未満であります。また，当社は，株式会社伊予銀行および株式会社百十四銀行との間に資金の借入等の取引があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は，井原理代氏，竹内克之氏および森田浩治氏との間で，会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において各氏の選任をご承認いただいた場合，当社は各氏との契約を継続する予定であります。

３．当社は，本議案において渡邊智樹氏の選任をご承認いただいた場合，同氏との間で，会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

４．井原理代氏，竹内克之氏，森田浩治氏および渡邊智樹氏は，株式会社東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は，平成６年６月29日開催の第70回定時株主総会において，月額4,000万円以内としてご承認をいただいておりますが，監査等委員会設置会社への移行に伴い，これを廃止したうえで取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を定めることとし，その額を，移行後の取締役の職務と責任および定款に定める員数等を考慮して，月額3,800万円以内といたしたいと存じます。

なお，現在の取締役は14名でありますが，第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと，取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名となります。

また，本議案は，第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として，当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては，監査等委員である取締役の職務と責任および定款に定める員数等を考慮して，監査等委員である取締役の報酬限度額を，月額1,000万円以内と定めることといたしたいと存じます。

なお，第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと，監査等委員である取締役は６名となります。

また，本議案は，第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力が生じるものといたします。

<株主提案（第７号議案から第10号議案まで）>

第７号議案から第10号議案までは，株主提案によるものであります。なお，提案株主（136名）の議決権の数は，1,164個であります。

第７号議案　定款一部変更の件⑴

◆議案内容

第１章の総則（目的）第２条⑴の一部変更

変更内容は以下の通りである。

現　行　定　款	変　更　案
⑴　電気事業	⑴　電気事業（但し核反応を伴うあらゆる発電を除外する）

◆提案理由

メルトダウンした福島第一原発の事故処理が６年を経過しても全く目途が立っていない状況を見れば，原子力産業が斜陽で未来がないことは明らかです。一度事故を起こせばその経済的損失は計り知れないものとなり，どんな大企業であっても存続自体が危うくなります。今や原子力が安い電力を供給するなどの虚言を信用する国民は皆無でしょう。電力自由化の流れは変わることなく拡大していきます。１日も早く，将来の負の遺産となる原子力発電から撤退するべきです。当社の伊方原発は，たまたま事故を起こしていないだけであり，地震活動期に入っている日本列島ではいつ大地震が発生してもおかしくありません。１号機だけでなく，２号機，３号機も直ちに廃炉の決定を下すべきです。今こそ，経営能力が問われています。迅速な決断を下せない経営陣は，現実から逃避し，退職金を得るまでの時間稼ぎをしていると非難されても言い訳ができないのではないでしょうか。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国が，将来に亘りエネルギーを安定的に確保していくためには，エネルギー政策の基本的な視点であるＳ（安全性）＋３Ｅ（安定供給，経済効率性，環境適合）を実現していくことが極めて重要です。

当社が，低廉で良質な電気を安定的にお届けするという基本的使命を達成していくためには，Ｓ＋３Ｅの観点から，特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの良い電源構成が必要となります。原子力発電につきましては，重要なエネルギー源の一つとして位置づけ，新たな規制基準への対応や独自の対策により，安全を確保したうえで，今後も引き続き活用していきたいと考えております。

したがいまして，本提案のような内容を定款に規定することに反対いたします。

第８号議案　定款一部変更の件⑵

◆議案内容

以下の章を新設し，以下の条文を追加する。

第７章　原子力安全協定の締結

第43条　本会社は，伊方発電所より半径250km圏内の全自治体と同一の原子力安全協定を結び，原子力発電所の運転には，同協定を締結している全自治体の承認を得るものとする。

◆提案理由

2011年３月11日の福島第一原発の大事故の際，法律で定められた「放射線管理区域」レベル以上の汚染の「北端は岩手県一関市にまで及び，南端は東京都西多摩郡奥多摩町。西端は群馬県多野郡上野村」（沢野伸浩『本当に役に立つ「汚染地図」』集英社新書，2013年）でした。これらの地域は福島第一原発からほぼ250km圏内にあります。当社は，伊方原子力発電所の運転に際し，立地自治体である愛媛県知事及び伊方町長の承認で「地元同意」は得られたとの解釈をしています。だが，いったん事故が起これば，その被害は立地自治体のみに留まらないことは明らかです。言うまでもなく日本は法治国家です。とすれば，福島の教訓を生かすためにも，原発稼働に際し，電源立地対策交付金の対象である立地自治体とだけでなく，概ね250km圏内の自治体と同一の協定を結ぶことは，公益企業としての当社の最低限の義務であり，責任です。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，伊方発電所の立地自治体である愛媛県および伊方町との間で，発電所周辺の安全確保および環境保全に関する安全協定を締結しております。さらに，伊方発電所において重大と認められる事象が発生した場合には，愛媛県下の全市町，香川県，徳島県および高知県にも速やかに通報連絡するとともに，山口県と大分県にも情報連係する体制等を整えております。

当社といたしましては，伊方発電所の運営にあたり，今後とも，さらなる安全性と信頼性の向上に向けた不断の努力を重ねるとともに，情報公開の徹底をはかり，幅広いご理解を得られるよう全力を尽くしてまいります。

また，会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり，本提案のような内容を定款に規定することは，機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から，適切ではないと考えます。

したがいまして，本提案に反対いたします。

第９号議案　定款一部変更の件(3)

◆議案内容

第１章の総則（目的）第２条と第３条の間に，第２条の２を追加する。

追加内容は以下の通りである。

第２条の２

(1) 本会社が行う発電事業において甚大な事故が起こった場合，その事故処理費用は電気料金に上乗せしない。

(2) 現行の福島事故「一般負担金」の電気料金上乗せを中止する。

◆提案理由

福島原発事故の賠償・除染・廃炉等の処理費が，今なお無限大に増え続けています。国の最新の試算では，３年前の11兆円から21.5兆円に倍増しました（朝日新聞2016年12月９日）。この賠償に当って，国は電気料金の原価に賠償目的の「一般負担金」を加えられるよう経産省令を出し，当社でも明細書に示さぬまま，2016年一世帯当り1484円（2017年２月27日付朝日新聞試算）を電気料金に上乗せしています。このやり方は，再生エネルギーの買取り費用を分担する「賦課金」が明細書に示されて，消費者に負担感を抱かせているのとは大違いです。本来，この事故処理費用は電力会社が全て負担すべきもので，税金や電気料金の名目で国民に転嫁してはなりません。従来，電力会社は発電コストを全て回収できる総括原価方式に頼ってきましたが，2020年以降，その制度も廃止されます。今こそ，東芝を反面教師とし，健全経営に努めましょう。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，伊方発電所のさらなる安全性と信頼性の向上に全力で取り組んでおります。しかしながら，万が一，原子力事故による損害が発生した場合には，損害の賠償が迅速かつ適切に行われるための制度が必要となります。

このため原子力発電事業者は，法令に基づき，保険契約および政府補償契約を締結しており，さらにこれらの限度額を上回る大規模な損害に対しては，原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて資金援助が行われます。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく一般負担金は，原子力損害の賠償に備えるために，原子力発電事業者の相互扶助の仕組みとして設けられたものであり，当社といたしましては，原子力発電事業者としての責務を果たす観点から，国の制度に基づき適切に対応してまいります。

また，会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり，本提案のような内容を定款に規定することは，機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から，適切ではないと考えます。

したがいまして，本提案に反対いたします。

第10号議案　定款一部変更の件(4)

◆議案内容

以下の章を新設し，以下の条文を追加する。

第８章　伊方原子力発電所の廃炉及び，現存する放射性廃棄物の適切な処理

第44条　本会社は，伊方原子力発電所を廃炉にする。

（2）現存する放射性廃棄物は適切に処理する。

（3）放射性廃棄物処理の技術開発を行う。

◆提案理由

原発は，よく「トイレのないマンション」にたとえられます。放射能のゴミを処分する目処も立たない状況にありながら，このまま原子力に依存し続けるのは，いいことかよくないことかは明白です。

放射性廃棄物をこれ以上生み出さないためにも，伊方原発は即刻廃炉にすべきです。特に３号機は，プルサーマル方式であり，より毒性の高い放射能のゴミを生み出します。もんじゅが廃炉になり，核燃料サイクルは破綻しています。

現存する放射能のゴミに関しては，乾式方式等でできうる限り適切に処理することが肝要です。現段階では，100％安全に処理する技術は存在しません。そのような危険物を生み出してきた事業者の責任として，放射性廃棄物を安全に処理する技術の開発を徹底して行うことは当然の責務です。南海トラフ地震は30年以内に70％の確率で起こると言われています。正に喫緊の課題です。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

伊方発電所は，当社にとりまして，電力需給をはじめとする経営基盤の安定化のために欠かすことのできない基幹電源であります。

一方，原子力発電所の運転に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処分につきましては，平成27年５月，「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく国の基本方針が改定され，将来世代に負担を先送りせず，現世代で取り組むべき問題として，国民や地域の理解を得ながら，国が前面に立って取り組んでいくこととされております。

当社は，原子力発電事業者として，使用済燃料を適切に貯蔵・管理し，伊方発電所３号機におけるプルサーマルを安全かつ安定的に実施することにより，原子燃料サイクルの推進に寄与するとともに，放射性廃棄物の処分事業における国や実施主体の活動への支援および国等と連携した情報発信・理解活動に取り組んでまいります。

また，会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり，本提案のような内容を定款に規定することは，機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から，適切ではないと考えます。

したがいまして，本提案に反対いたします。

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は，以下の事項をご了承のうえ，行使していただきますようお願い申しあげます。

<インターネットによる議決権行使について>

１．インターネットによる議決権行使は，会社の指定する議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
（インターネットにより議決権を行使される場合は，議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。）

２．インターネットによる議決権行使は，**平成29年６月27日（火）午後５時20分まで**受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めに行使していただきますようお願いいたします。

３．インターネットにより，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

４．書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

５．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

６．議決権行使サイトをご利用いただくためには，次のシステム環境が必要です。

① パソコンを用いて議決権を行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Internet Explorerを使用できること。

② 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は，使用する機種において，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能であること。
（スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが，機種によってはご利用いただけない場合がありますので，ご了承ください。）

（Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】
インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】 0120－652－031（午前９時～午後９時，通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について>

管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含みます。）の皆さまにつきましては，株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には，当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として，上記インターネットによる行使以外に，当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会　場　香川県高松市丸の内２番５号
　　　　ヨンデンビル新館　２階

会場付近略図

会場には駐車場がありませんので，公共交通機関等をご利用願います。